

南砺市告示第182号



字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営農地整備事業北山田中部東地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成27年7月1日

南砺市長 田中幹夫



字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「神成」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	高畠	53の一部、54、55、56、58、59の1、59の2、60、61、62、63、64、65の一部、796、2107
	宗守	219の一部、220、222の一部、223、224、225、742、743、2044の5の一部、2070の1、3039の1の一部、3062

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「高畠」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	宗守	71、72、73、74の一部、75の一部、76の1の一部、76の2の一部、110の2の一部、193の一部、194の一部、195の一部、196の一部、215の一部、216の一部、217、218、219の一部、222の一部、2002の一部、2041の2、2041の3の一部、2042の一部、2044の3の一部、2044の4の一部、2044の5の一部、2071、2072の一部、3039の1の一部、3042、3045の4の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「宗守」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	高畠	34の一部、35の一部、38の1、38の3、39の1、40の1の一部、41の1の一部、45の一部、2072の2、2072の3の一部、3063の2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「鍛冶」に編入する区域	
	大字名	地番
南砺市	宗守	10の一部、11、13、14の1、14の2、15の1の一部、 15の2の一部、32の4、32の5、33の2、33の3

上記の区域内にある市有地の全部を含む。